

建設業社会保険推進・処遇改善四国地方連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設業社会保険推進・処遇改善四国地方連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、四国地方における行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険加入対策及び処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険加入対策及び処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 社会保険加入対策及び処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 三 社会保険加入の徹底及び処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業者団体
 - 二 建設業に関係する団体（第一号に掲げるものを除く）
 - 三 厚生労働省四国厚生支局及び各県労働局
 - 四 日本年金機構高松西地域代表年金事務所
 - 五 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
 - 六 国土交通省四国地方整備局
 - 七 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第一号に掲げる構成員が、社会保険加入促進計画を作成した場合には、当該計画を協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、国土交通省四国地方整備局建政部長をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。ただし、第3条に定める事項につい

ては、会長の判断をもって行うことができる。

(協議会の招集)

第6条 協議会の招集は、会長が行う。

2 協議会は、年1回以上開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、国土交通省四国地方整備局建政部計画・建設産業課が行う。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。

3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年7月30日より施行する。

この規約は、平成25年10月30日より施行する。

この規約は、平成30年3月1日より施行する。

この規約は、平成30年9月10日より施行する。